平成２９年（フ）第３５号
熊本県人吉市木地屋町2118番地
債務者　濱田　一也
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第１０９７号
東京都多摩市和田1638番地の２ヤングライフ聖蹟401
債務者　町田　淳平
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８００５号
東京都板橋区前野町３丁目22－４－106
債務者　古山　智英
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０１８号
東京都江東区北砂３－33－６　メゾン鈴木202、住民票上の住所東京都江東区北砂３丁目33－６
債務者　服部ロサリンダオラカこと　ハットリロサリンダオラカ
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０５５号
東京都板橋区若木３丁目８－24－204　板橋ＳＹマンション
債務者　齋藤　敏誠
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０６４号
東京都東村山市栄町２丁目35番地栄町２丁目第３アパート２－404
債務者　茂呂龍之介
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０３５号
横浜市青葉区美しが丘５丁目10番地４　エルドラド309
債務者　丸田　純子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４００号
横浜市鶴見区佃野町27番17－303号
債務者　和田佐和子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３６号
東京都八王子市鑓水２丁目82番地２－203
債務者　山田　厚人
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４５３号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目18番12号　古川ビル301号
債務者　井上　勝司
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９６６号
東京都東大和市奈良橋２丁目405番地の１プリムローズ202
債務者　大坂　由佳（旧姓横井）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第８８９号
千葉県市原市椎津1485番地17　コーポ椎津Ａ棟102
破産者　柏崎　精子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７０８号
千葉県市原市青柳720番地５　アルゴハイツＢ103
破産者　小澤　　完
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８４２号
千葉市中央区松波１丁目18番13号、商業登記簿上の本店所在地千葉県佐倉市下志津原40番地２
破産者　有限会社ハウスコム
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９５４号
千葉県船橋市芝山２丁目５番７棟801号
破産者　牛尾　武志
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８３５号
千葉県船橋市松が丘１丁目55番７号
破産者　小松　敏浩
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係